

1 総合計画の概要

(1) 総合計画策定の趣旨

消防組合では、火災、救助等の災害や救急要請に対処するため、現有消防力の更なる充実・強化を図りながら、市民の目線に立った消防行政サービスを提供するとともに、円滑な行財政運営に努めてきました。

一方で、建物の大規模化・高層化、社会における高齢化の進展、自然災害の甚大化など、消防を取り巻く環境も大きく変化していることから、市民のニーズに応じた組織体制を整備し、効果的かつ効率的な事業を推進することが求められています。

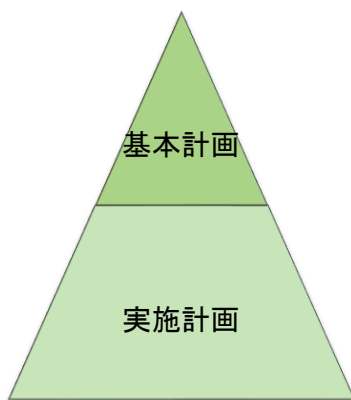
また、地方自治体の財政状況については、生産年齢人口の減少等により、市税収入の増加が容易に見込めない一方で、高齢化に伴う社会保障関係費が増加傾向にあります。

消防組合は、構成市からの負担金を主な財源としていることから、事業の重要度、緊急度を的確に判断し、第1次総合計画の検証を踏まえた質の高い行財政運営を進めなければなりません。

こうした様々な状況を勘案した上で、先見性のある力強い組織体制を築き、76万市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、中長期的な視点に立った第2次総合計画を策定するものです。

(2) 総合計画の構成

消防防災分野に特化した消防組合の総合計画は、「基本計画」と「実施計画」の2層構造となっており、それぞれの位置付けや役割を明確にするとともに、分かりやすく実践的な計画としています。

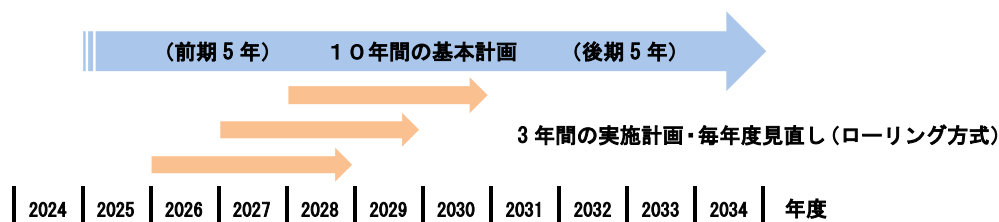


基本計画	▷ 現況と課題
	▷ 将来目標と取組方針
	▷ 分野別基本方針と施策・主なとりくみ
実施計画	▷ 施策の進捗把握
	▷ 施策ごとの主要事業
	▷ 事務事業の個別計画

(3) 総合計画の期間

基本計画の期間は、令和7(2025)年度を初年度として令和16(2034)年度までの10か年としました。なお、基本計画策定から5年を経過した時点で社会・経済情勢の変化や構成市の状況の変化、計画の進捗状況などを踏まえ見直しの要否について検討し、必要があると判断したときは基本計画の見直しを行うこととしています。

実施計画の期間は、令和8年度から令和10年度までの3か年とし、社会・経済情勢や消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、計画推進をより確かなものとするために毎年度見直しを行います。



2 基本計画の概要

基本計画では、消防組合の現況と課題から重点的に取り組む課題を抽出するとともに、この課題に対応するための将来目標(10年後の目標)と目標達成に向けた取組方針を示しています。

また、目標達成に向けた取組方針をより具体的なものとするため、分野ごとに施策の基本的な方向性を示す「章(分野別基本方針)」と「節(施策)」、さらに「節(施策)」を展開するための「主なとりくみ」を示しています。

(1) 消防組合が重点的に取り組む課題

- 複雑多様化する火災や事故、増加する救急需要などに備え、適正な消防・救急活動体制の整備が必要です。
- 今後発生が危惧されている首都直下地震などの大規模災害に対応できる消防防災体制の充実・強化が必要です。
- 消防施設の長寿命化を図り、防災拠点施設としての機能を維持するとともに、施設維持に係る費用の平準化が必要です。
- 安定的な消防行政運営を推進するため、業務遂行能力の高い人材育成と個々の能力開発による組織の活性化が必要です。

(2) 将来目標（10年後の目標）

- 人口動態及び消防救急需要を見据えた消防力の整備・配置
- 首都直下地震などの大規模災害に備えた災害対応力の充実・強化
- 消防施設の総合的かつ計画的な管理の推進
- 職種、階層、専門性等に応じた能力を発揮できる職員の育成

(3) 目標達成に向けた取組方針

- 社会環境の変化に適応できる消防力の体制強化及び適正配置を図るとともに、活動部隊の高度化・専門化を推進します。
- 災害応急対策に係る施設、資機材等の整備を計画的に進め、関係機関との連携強化を図ります。
- 「公共施設等総合管理計画」に基づき、災害拠点施設としての機能を維持するため、経費の平準化に努めながら計画的な予防保全を行い、施設の長寿命化を図ります。
- 「人材育成基本方針」に基づき、政策・法務能力の高いリーダー職員の育成及び定年引上げを考慮したキャリアパスの形成を推進します。

(4) 施策の体系

